

王寺町サテライトオフィス開設支援事業 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業は、内閣府「デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)」を活用し、旧南都銀行王寺支店1階部分をテレワーク等が行え、かつ企業等のサテライトオフィスとして活用可能な拠点施設として整備・運営しようとする事業者を対象に、施設改修費用等の一部を支援するもの。本実施要領は、その補助対象候補者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

※事業対象地の活用として、サテライトオフィスやテレワーク以外の業態を主とする提案も可とする。

2. 事業の対象地

本事業の対象地は次のとおりである（別図「位置図」「施設平面図」参照のこと）。

◎事業対象地 旧南都銀行王寺支店1階部分

○所在地：奈良県北葛城郡王寺町久度2丁目3番1号（リーベル王寺西館）

○物件面積：342.73㎡

○物件所有者 王寺都市開発株式会社

○賃料 月額1,100,000円（うち消費税100,000円）※応相談
（管理費 別途 月額約27万円(税込)、光熱水費等 別途）

○敷金 賃料の約3か月分

○諸条件

- ・事業者特定後、速やかに所有者と賃貸借契約を行うこと。
- ・賃貸借契約締結後に補助金の交付申請を受け付けるものとする。
- ・物件の引き渡し時期は、令和4年7月1日を想定。
- ・金庫等の撤去は不可。現況の状態での引き渡し。
- ・南都銀行ATMについては、令和4年7月中を目途に撤去予定。

3 事業概要

(1) 対象事業名

王寺町サテライトオフィス開設支援（テレワーク補助金）事業

(2) 事業の目的

南都銀行王寺支店跡地への民間事業者によるサテライトオフィスやテレワーク施設の整備の一部を支援することにより、本町への新たな人の流れを創出し、多様な働き方を支援し、もって地域経済の活性化を図るとともに、将来的な企業誘致の実現、移住・定住人口の増加を目指すことを目的とする。

(3) 補助額及び補助限度額

以下のとおりとする。

なお、「5 参加資格要件」にあるとおり、持続性等の観点から、施設整備・運営費の25%以上の金額を自己負担していただくものとする。

	補助限度額	補助率
施設整備・運営費	3,000万円	75%
プロジェクト推進費	1,200万円	100%

(4) 採択件数 1件

(5) 事業実施期間 交付決定日から令和5年2月28日まで

(6) 事業コンセプト

○持続可能な運営

単なるテレワーク施設ではなく、資格や特技を生かした起業やフリーランスとしての働き方の情報提供、また、カフェなどのコミュニティスペースなどにより集客力と発信力を高め、多くの企業・個人の利用による、安定的な収入の確保など持続可能な施設運営を提案すること。

○様々な主体との連携創出

施設を利用する企業や個人間、町商工会、「王寺ミラクル100」「女性活躍支援センター」などの町事業の間のネットワークの構築による新たなビジネスマッチングの機会を創出すること。

○想定するターゲット

本町としては、施設の利用者として、大阪など都市部のITやデザイン系企業や個人利用を想定している。それらの業種に適した落ち着いた空間づくりや、高速無線LANなどサテライトオフィス環境を充実させること。(民間感覚によるその他のターゲットへのアプローチ提案も可能とする。)

(7) KPI〔重要業績評価指標〕

令和7年度末(事業終了後3年後)までに、次のKPIを達成するよう施設整備及び運営を行うこと。

①整備したサテライトオフィスを利用する企業・団体数	5社
②整備したサテライトオフィスを利用する企業・団体のうち、奈良県外の企業・団体数	3社
③整備したサテライトオフィスの年間延べ利用者数	2,400人
④整備したサテライトオフィスの利用者のうち、奈良県外の利用者数の割合	30%
⑤移住者数	5人

※参考：王寺町の住民基本台帳人口(令和4年1月31日現在) = 24,160人

4 対象経費

(1) 施設整備・運営費

以下のとおりとする。

区分	内容
施設整備費	・対象となる施設の改修（模様替え、修繕他）に要する経費。 ・対象施設として整備される建築物と構造上一体となっていて、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる設備導入（電気、ガス、給排水、空調設備、トイレ等）に要する経費。
通信環境整備費	・対象となる施設の通信環境の整備に要する経費。 ・施設内のWi-Fi、LAN環境の構築に伴う機器の購入、レンタル、設置工事等。
什器・機器導入費	・テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる什器・機器（机、イス、パソコン、プリンタ、コピー機等）に要する経費
施設の利用促進に必要な機能の整備に要する費用	・カフェ等コミュニティスペース等のサテライトオフィス等の利用を促進するために必要な経費 ※補助対象経費の20%以内とすること。
施設運営・管理費	・テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる施設運営・管理に係る経費 ・人件費、光熱水費、通信料、賃貸料等。

(2) プロジェクト推進費

施設整備・運営費以外のソフト経費で、以下のとおりとする。

- ・プロモーション経費（動画、ポスター、ホームページの製作等）
- ・ビジネスマッチング・セミナー経費
- ・企業の採用活動経費（インターン、説明会）
- ・オンライン会議用ブース料（リース等）
- ・その他外注費 等

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本事業は、内閣府「デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）」を活用するものであり、施設整備・運営開始から5か年度以上事業を継続することができる者
- (2) 施設整備・運営費の25%以上の金額を自己負担することができる者
- (3) 町税等に滞納がない者
- (4) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体が

ら補助を受けている法人を除く。)ではない者

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員に該当しない者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者に該当しない者
- (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しない者

6 補助対象候補者の選定スケジュール

選定スケジュールは次のとおりとする。

内 容	日 程
公募開始	令和4年4月 1日（金）
現地見学会申込期限	// 4月14日（木）
現地見学会	// 4月15日（金）
質問受付期間	// 4月20日（水） ～21日（木）午後5時まで
質問回答	// 4月25日（月）
申請受付（書類提出）期限	// 5月 9日（月）午後1時まで
参加資格確認結果通知	// 5月11日（水）
プレゼンテーション審査	// 5月13日（金） 予定
結果通知	// 5月16日（月） 予定

7 参加申請等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

参加申請を行った者に対しては、参加資格確認終了後、次により参加資格確認結果通知書を交付する。

なお、提出期限までに参加申請書等を提出しない者又は参加資格確認結果により参加資格が無いと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出期限

令和4年5月9日（月）午後1時まで（必着）

(2) 提出書類

- ①参加申請書（様式第1号）
- ②町税等納付状況確認同意書（様式第2号）
- ③会社概要書 ※任意様式、パンフレットでも可
・会社の沿革、組織が分かる書類
- ④印鑑証明及び履歴事項全部証明書（3ヶ月以内に取得したもの、令和4・5年度の王寺

町入札参加資格を有する場合は提出不要)

- ⑤企画概要書 ※A4サイズ、任意様式
 - ・事業概要及び事業実施による効果等を記載すること。
 - ・別紙審査基準に留意すること。
- ⑥工程表（令和4年度分）※A4サイズ、任意様式
- ⑦見積書 ※A4サイズ、任意様式
 - ・本事業の経費について、積算根拠が分かる経費内訳を記載すること。
 - ・補助対象経費と補助対象外経費の別が分かるよう経費内訳を記載すること。
 - ・施設設備・運営費とプロジェクト推進（プロモーション・ビジネスマッチング等）費の別が分かるよう経費内訳を記載すること。
 - ・施設整備・運営費全体に係る自己負担額を記載すること。
 - ・消費税抜きを記載すること。
- ⑧対象施設の整備箇所が分かる平面図
- ⑨対象施設の整備後のイメージ図
- ⑩備品の一覧表 ※備品を整備する場合
- ⑪事業推進体制（任意様式）
- ⑫KPI〔重要業績評価指標〕（様式第3号）

(3) 提出部数

各10部（②④は各1部）

(4) 提出先及び提出方法

王寺町総務部政策推進課総合戦略係あて 持参又は書留郵便等

(5) 参加資格要件確認結果の通知

参加資格要件確認終了後、令和4年5月11日（水）を期限とし、ファックス又は電子メールにて通知する。

8 現地見学会及び質問への回答

(1) 現地見学会について

旧南都銀行王寺支店の現地見学会を次のとおり実施する。

- ①申込方法 様式により電子メールでの申込み
 - 電子メール送付先 王寺町総務部政策推進課総合戦略係
 - アドレス seisaku-s@town.oji.nara.jp
- ②申込期限 令和4年4月14日（木）午後5時まで
- ③実施日 令和4年4月15日（金）※集合現地

(2) 質問について

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。

- ①電子メールにより質問を送付すること。
- ②他の方法による質問は一切受け付けない。

- ③電子メール送付先 王寺町総務部政策推進課総合戦略係
アドレス seisaku-s@town.oji.nara.jp
件名は「王寺町サテライトオフィス開設支援事業に係る質問」とすること。
- ④受付期間 令和4年4月20日（水）～21日（木）午後5時まで
- ⑤回答方法 王寺町ホームページで公開

9 審査方法及び審査基準

提出書類等の審査は、別添の「王寺町サテライトオフィス開設支援事業プロポーザル審査会審査基準」に基づき、プロポーザル審査会においてプレゼンテーション審査を行い、提案内容を公平かつ客観的に評価する。

プレゼンテーションの時間は1者につき、概ね20分間とし、10分間の質疑応答の時間を設ける。なお、プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。

10 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。
- (3) 参加申請書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本町との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (4) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け出ること。なお、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。
- (5) プレゼンテーション審査に理由なく欠席又は遅刻した者は、辞退と見なす。
- (6) 参加申請書等は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (7) 参加申請書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加申請書等を公開する場合がある。
- (8) 提案者が一社でも、補助対象候補者の選定を行う。ただし、別添の「王寺町サテライトオフィス開設支援事業プロポーザル審査会審査基準」に定める内容点（50点）について、35点以上を獲得した場合に限る。
- (9) 事業の実施にあたっては、国の規定（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」）やその他の関連規定を遵守することとする。これら規定又は交付内容等に違反する等して交付決定の全部又は一部の取り消しを受けた場合は、期限を定めて、支払った補助金の返還を命じることとする。また、財産の処分を行った場合も、上記の規定及びその他の関連規定に基づいて補助金の返還が必要な場合がある。

1 1 事務局

〒636-8511

奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

王寺町総務部政策推進課総合戦略係

TEL：0745-73-2001

FAX：0745-32-6447

電子メール：seisaku-s@town.oji.nara.jp